

## 第3回原子力委員会定例会議議事録（案）

1. 日 時 2003年1月28日（火）10：30～11：40

2. 場 所 中央合同庁舎第4号館7階 共用743会議室

3. 出席者 藤家委員長、遠藤委員長代理、木元委員、竹内委員、森真委員  
内閣府

永松審議官

柳原参事官（原子力担当）

・犬塚参事官補佐

経済産業省

資源エネルギー庁 原子力政策課 和田課長補佐

原子力安全・保安院 企画調整課 八木課長補佐

文部科学省

原子力安全課 保障措置室 佐伯室長

## 4. 議 題

- (1) 平成15年度原子力関係予算案について（経済産業省）
- (2) 最近の我が国における保障措置の実施状況について（文部科学省）
- (3) 市民参加懇談会コアメンバー会議の結果について
- (4) 人事案件について（非公開）
- (5) その他

## 5. 配布資料

資料1 平成15年度経済産業省関係原子力関係予算について

資料2 最近の我が国における保障措置の実施状況

資料3 第7回市民参加懇談会コアメンバー会議の結果について（座長報告）

資料4 第2回原子力委員会定例会議議事録（案）

## 6. 審議事項

定例会議を始めるに当たって、平成15年1月27日（月）に名古屋高等裁判所金沢支部にて出された高速増殖原型炉「もんじゅ」の原子炉設置許可の無効確認を求めた行政訴訟の控訴審判決に対して、以下のとおり各委員から発言があった。

(遠藤委員長代理) 非常に残念だと思っている。しかし、今回の裁判で終わりではないと思っているので注意深く見守っていきたい。これまで原子力委員会で議論し、かつ、総合科学技術会議に対しても意見を述べたとおり、「もんじゅ」は高速増殖炉に向けての非常に大きなステップである。その意味で、「もんじゅ」をできるだけ早く起動し、研究し、目的を達成させる必要があると思っている。政治的なインパクトは避けられないと思うが、私としては核燃料サイクルの観点から「もんじゅ」の重要性を訴えていきたいと思っている。

(竹内委員) 判決要旨を読んで理解しにくいところは、原子炉施設に完全無欠、リスクゼロという極限を求めた表現になっていることである。科学立国を目指している我が国において、研究開発中の原型炉に極限を求めていいるという点で、非常に厳しい判決だと思っている。自国の資源が極端に少ない我が国で、将来のエネルギーセキュリティの要の炉として選んだのが「もんじゅ」の炉型である。原子力長期計画でも有力な選択肢となっている。この炉型の開発は世界からも非常に注目されている。そういう意味で、今回の判決により、「もんじゅ」が挫折するようなことがあっては絶対ならないと思っている。この判決についてはこれで終わるものではないと思っているので、是非、安全関係者の間で早く討議し、安全について十分説明して、「もんじゅ」が早期に運転再開されることを切望している。

(木元委員) 昨年から、原子力委員会は危機感を持たなければならぬということを申し上げてきたが、今回の判決はその一つの現れという気がしている。裁判は上告することになると思うが、この時点で謙虚に受け止めるべきことは受け止めなければならないと感じている。「核燃料サイクルのあり方を考える検討会」を立ち上げたが、検討会の重要性は今後ますます高まると思う。核燃料サイクルについては、我々は原子力委員会として原子力長期計画も作り、そして推進するという精神は変わらないにしても、ゼロから、なぜ核燃料サイクルをやるのかということをトレースし、お互いが検証しあっていくプロセスを無視してはいけないと思う。

判決については、「明白性の要件は不要と解すべきである」とあるので不法行為論で導いてきたのかなと感じた。「明白性の要件が不要」というのは原告側に立証責任が全く無いという見方をしていると思う。争点に炉心崩壊事故が挙げられているが、ここまで事故を想定して徹底してやったということに対して、今までの安全審査は何だったのかと国民は疑いの念を持つのではないかと思う。この点に関して、原子力委員会は原子力安全委員会、原子力安全・保安院と一緒にになって考えなければならぬと思っている。

繰り返しになるが、検討会はきちんと私たちの心を謙虚にして続行していく必要があると思う。

(森嶌委員)裁判所の判断は、専門家の判断ではなく、法律家の判断である。そういう意味で科学的にみると誤っていることもあろうかと思う。しかし、裁判所が一定の判断を下すということは、社会から見るとそのように見える可能性があるということである。従来、行政処分を無効とするためにはその違法性は重大かつ明白でなければならないというのが一般的であった。今回は、原子炉は潜在的危険性が重大だから明白性の要件は不要となっている。リスクゼロを要求したかどうかは別として、原子力はかなり厳しい目で安全性を見ていかないと、国民の側から、もしくは原子力の外からみると問題視されるということが提起されたわけである。手続きとしては上告すべきだと思うが、この判決が提起した疑問に対してどう対応していくかが重要である。核燃料サイクルの政策は構るがないと言っているだけでは、国民の皆さんに対する対応にはならないと思う。やらなければならぬことは、判決が提示した疑問に対して、現時点での対応ができるのかということを示すことであり、それと同時に、木元委員の意見のとおり、核燃料サイクルは日本のエネルギーにとってどういう意味を持っているのかということを、もう一度最初から考えていくということである。そうしなければ「もんじゅ」の運転再開は事实上できなくなる可能性があると思うし、核燃料サイクル政策そのものが大きな壁にぶつかると思う。

(藤家委員長) 昨日多くのメディアの方が取材に来られたが、「今回の裁判は一つの炉の安全性に対して判断が出たということであり、基本政策である核燃料サイクル政策そのものは是非に対する判断だとは思っていない。しかし、現実方策は国民の理解と支援が無くては成立しないものであり、現実政策は柔軟に対応していきたい。」と申し上げた。メディアのほとんどの方が更にした質問は、今回の判決の科学的な中身についてどう思うかということであった。原子力の安全に長く携わってきた私としては2点申し上げた。

「もんじゅ」の審査は当時の世界の知見を総動員して行ったと記憶している。普通の原子力発電所の安全審査をやるときには、原子炉が止まらなかつたらという解析はしない。高速炉の場合では確実にスクラムすることを前提に解析を行うと大きな事象は全く起こらないことになる。そこで、スクラム機構が働かない場合を想定した。これは世界の潮流であった。スクラムが働かないという想定は審査項目そのものではなく、日本では5項事象と呼んで別に扱っている。そこが判決ではどう扱われているのか関心があると申し上げた。

もう一つは高温ラブチャーの話である。動燃で行われた実験条件が実際の「もんじゅ」の環境条件と相当違ったものであるということは、当時我々も気をつけていた。今回の判決は、今まで審査がそれを見ていなかつたという話になっているが、今度の変更申請では扱っている。

法理論的に見る問題と、専門的な観点からどう捉えるかという問題はまだなかなか定着していないので、今後様子を見てこの場で議論する機会を作りたいと思う。各委員もこの件については目を向けて、情報を集めておいてほしいと思う。

#### (1) 平成15年度原子力関係予算案について（経済産業省）

標記の件について、和田課長補佐及び八木課長補佐より資料1に基づき説明があり、以下のとおり質疑応答があった。

(木元委員) 資料1の3ページの立地関係であるが、これは電源三法の交付金を一本化して、地方自治体が自らを活性化していくために自らのビジョンで主体的にこれを使えるようにするという話であり、私は早くやってほしいと申し上げていたことが実現して本当に良かったと思う。地方自治体にも自己責任が発生するが、これが望ましい共生の形だと思っている。

国民理解の促進については、以前から広報をする前に広聴から始めなければならないと申し上げてきたが、「広聴・広報活動の着実な展開」とあるのは大変良いと思う。

それから質問だが、資料1の4ページにある知的基盤の創生の予算が増えているのは具体的には何か。

(八木課長補佐) これは提案公募型の調査研究である。これまでの安全関係の研究開発については原子力工学の分野に限定されてきたが、広く地震工学などの原子力工学以外の分野について知見を集めて、原子力に活かしていこうというものである。

具体的には、東電問題では電力会社の中で原子力関係の部署が極めて特殊な扱いとなっていたところがあり、会社全体の監査機能が働いていなかつたという問題が指摘されたが、これを踏まえて、電力会社の中におけるコーポレートガバナンスをどのようにすれば原子力安全が確保できるかというテーマの調査研究について予算を増やしている。

(木元委員) これまで知的基盤は技術的な分野ばかりに目がいっていたが、ヒューマン・ファクターや心理学的な分野まで網羅していこうということであり、良いことだと思う。

(竹内委員) 原子力安全基盤機構は何名ぐらい検査員が増えるのか。

(八木課長補佐) 103名の増員を予定している。

(竹内委員) 人數を増やすのは結構だが、検査の技能・知識の問題もある。適格なジャッジメントができるようにするための質的な研修、質的な高度化を強く進めてほしい。

(八木課長補佐) 必要な研修を十分行うとともに、原子力だけに限らず品質保証などの広い分野についてもきちんと研修し、スキルアップを図っていきたいと考えている。

(竹内委員) 維持基準については、最終的には国内外で受け入れられる透明性、中立性が重要であるので、是非そう進めて欲しい。

## (2) 最近の我が国における保障措置の実施状況について(文部科学省)

標記の件について、佐伯室長より資料2に基づき説明があり、以下のとおり質疑応答があった。

(遠藤委員長代理) 昨年9月にIAEA(国際原子力機関)で保障措置担当のゴールドシュミット氏と会談した時に、日本の保障措置に関する問題点としてSRD(Shipper/Receiver Difference:受払間差異)を検討してほしい旨の話があった。かつて日米原子力協定を交渉した際に再処理の過程における在庫差(MUF: Material Unaccounted For)の問題を米国のNRC(原子力規制委員会)から指摘を受けたこともあるが、日本は原子力の平和利用に当たって、特にプルトニウムの取扱いについては、それが技術的な問題であっても、それを追求して計量上齟齬が起こらないようにしなければならない。確かにプルトニウムはきちんと閉じ込められていて、IAEAもプルトニウムの軍事転用があったと言っているわけではないが、やはり計量上の誤差、差異は原因を追求していくべきである。日本の平和利用に自ら姿勢を正しくする意味でも、六ヶ所の再処理施設ではこのようなことが将来起こらないようにしてほしいし、東海再処理施設における原因が追求しきれていない問題についても日本とIAEAが一緒になって早急に解決してほしい。来週か再来週にゴールドシュミット氏が来日する予定であり、できればそのときに本件について説明したいと思っているので佐伯室長には同席願いたい。

(竹内委員) 東海再処理施設で苦労されたことは、六ヶ所の再処理施設に水

平賀開かれていると理解してよいか。

(佐伯室長) 情報交換の場があり、必要に応じて六ヶ所再処理施設の保障措置のあり方を確認している。

(竹内委員) SRDに関してだが、払出側のデータはIAEAも含めて双方が納得できるものになっているのか。

(佐伯室長) 最初に受入側の誤差を固めてから、次に払出側にいくことになると思っているが、払出側の誤差はかなり難しい面もある。IAEAとともにこれは課題だと話し合っている。

(竹内委員) 国際的にも納得がつかず、アンノウンな部分が残ってしまうと問題になる。

(佐伯室長) 特に東海再処理施設は研究炉も含めていろいろな炉型を処理していることが問題を難しくしている面もある。

(竹内委員) その点は六ヶ所の再処理施設の場合は問題ないと見える。

(木元委員) 私が原子力委員になる前だが、日本はプルトニウムを余計に持っているという報道があった。そのときは工程内で機器に付着している分が存在するとの説明があった。その後、そのような保障措置の話は出なかつたが、今回、これを情報公開することになった理由は何かあるのか。

(佐伯室長) 個別の案件についてIAEAと議論している際は、外交交渉の側面があり、情報公開しにくい面がある。双方で意見が違うときに、一方的にこちらの意見を出すのも難しい。本件については、IAEAとこれまでずっと作業を進めてきて、ようやくある程度見通しが立ち、公表できる状況になったということ、そして数値が大きいことから、公開すべきだろうと判断した。

(木元委員) 情報公開がまだ未徹底だという印象を持ちかねないので、途中であっても、公開できるものからこういうことをやっているという情報は出していく必要がある。

(佐伯室長) 保障措置については機微なデータがあり、IAEA側も取扱いが非常に慎重である。IAEA側の扱いを踏まえながら出せるものは出していきたい。

(木元委員) 出した上で伏せるべきところは伏せて「ここはどうした」と問われたときに、そのような答えであれば正当性がある。

(佐伯率長) 今後の参考にさせていただく。

(遠藤委員長代理) この件については、米国など関心がある国にはきちんと説明しておいてほしい。

(藤家委員長) 枳然としないところがある。IAEAとの交渉になってからは伺ったような問題もあるだろうが、設計上システム自身に確認できない部分が出てくる蓋然性があった。これは姿勢の問題である。原子力委員会は、日本は平和利用原則、安全最優先という核保有国とは違った生き方をすることが21世紀の世界の原子力をリードするとこれまでずっと言い続けてきた。技術的な難しさがあることは良くわかるが、難しいからやらないというのは理由にならないと思う。「信頼すれば検証する」が大原則であり、検証できないものであっては困る。近い将来、言い訳でない話を伺いたい。 $200\text{ kg}$ というのは結構大きい量である。

(佐伯室長) 東海再処理施設は設計が古く、 IAEAの保障措置協定の前に建設されたものである。そのために時間がかかったという点がある。計れないからではなく、できる限り計る方向で引き継ぎ取り組んでいきたい。

### (3) 市民参加型講会ヨアメンバー会議の結果について

標記の件について、大塚参事官補佐より資料3に基づき説明があり、以下のとおり本元委員より補足説明があった。

(木元委員) 昨年の11月19日に東京で開催した市民参加懇談会は今問題になっている課題をテーマにした。大きいタイトルは「知りたい情報は届いているか」とし、「東京電力の不正記載を契機として」をサブタイトルとしたが、かなりインパクトがあるものとなつた。原子力安全・保安院、東京電力からも来ていただいた。構成は2部構成とし、第1部はパネリストと我々コアメンバーのインタビューその他で展開したところ、さまざまな問題提起があり、いろいろな意見が出た。第2部については、2時間の時間を取り、第1部を踏まえて方向性、段取りなしで会場から自由に意見を聞いて展開した。

このやり方は初めての試みであったが好評をいただいたので、次回もこの形式を使おうということになった。また、今の課題はブルサーマルが導入できない状況で核燃料サイクルをどうするのかということであり、コアメンバーも最も知りたいところであるという意見であった。会場は六ヶ所村が良いか、それとも青森市が良いかと議論したが、六ヶ所村ではいろいろ

るとシンポジウムが開催されているので、核燃料サイクルの基地を持っている青森県での開催と捉え、青森市が良いということになった。タイトルは「知りたい情報が届いているのか」とすることになった。時期は3月中旬になると思うが、現在精力的に調整しているところである。会場は、皆さんのお顔が見えるように階段状になっているところを探している。2月28日（金）の次回コアメンバー会議で決定できると思う。

#### （4）人事案件について（非公開）

人事案件を審議することから非公開とした上で、文部科学大臣より、日本原子力研究所法第12条第3項に基づき原子力委員会に意見を求められた件については、異存はない旨回答することとした。

#### （5）その他

- ・事務局作成の資料4の第2回原子力委員会定例会議議事録（案）が了承された。
- ・事務局より、2月4日（火）の次回定例会議の議題は、「平成15年度原子力関係予算案について（内閣府）」等を中心に調整中である旨、発言があった。